

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、福井県が発注する建設工事の請負契約について、制限付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）第1条に規定する制限付き一般競争入札を、制限付き一般競争入札（事後審査型）により実施する場合の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>2 この要領に別段の定めがない事項については、実施要領に定めるところによる。この場合において、実施要領中「制限付き一般競争入札」とあるのは、「制限付き一般競争入札（事後審査型）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、「制限付き一般競争入札（事後審査型）」とは、入札参加者の負担軽減、発注者の入札参加資格確認事務の効率化ならびに入札の透明性の向上および公正な競争の促進を図るため、開札後に、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格があると確認された者を落札者として決定する方式により行う制限付き一般競争入札をいうものとする。</p>	<p>第1 目的</p> <p>この要領は、建設工事の制限付き一般競争入札に関し、入札参加者における事務の負担軽減、発注者における入札参加資格確認事務の効率化および入札に係る透明性の向上、公正な競争の促進を図るため、開札後に入札者を順位付け、落札候補者とし、入札参加資格を確認し、資格に適合する者を落札者として決定する制限付き一般競争入札（事後審査型）（以下「一般入札（事後型）」という。）を実施する場合の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 入札方法</p> <p>一般入札（事後型）は、制限付き一般競争入札実施要領（平成10年5月26日監第789号。以下「実施要領」という。）第12(3)の規定により行うものとする。</p>
<p>(対象工事)</p> <p>第3条 制限付き一般競争入札（事後審査型）は、原則として、設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が2億円以下の工事および設計額が2億円を超える工事のうち契約担当者が特に制限付き一般競争入札（事後審査型）による必要があると認める工事について実施するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体を契約の相手方とする工事については、制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施しないものとする。</p>	<p>第3 対象工事</p> <p>1 一般入札（事後型）は、原則として、次表の工事のうちから所管部長等が選定した案件について適用するものとする。</p> <p>(1) 建築一式工事 請負に付する金額 250万円から4億円  (2) (1)以外の工事 請負に付する金額 250万円から2億円  (3) 上記のほか、所管部長等が必要と認める工事</p> <p>2 特定建設工事共同企業体対象発注工事には適用しない。</p>
<p>(入札の公告事項に係る読み替え等)</p> <p><u>第4条 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合における実施要領第5条第1号の規定の適用については、同号中「確認申請書等を提出する時点」とあるのは、「入札書の提出時」とする。</u></p>	<p>第4 入札公告</p> <p>(1) 一般入札（事後型）の入札公告の方法は、実施要領第3（1）の規定による。  (2) 一般入札（事後型）の入札公告は、別添公告案による。</p>

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>2 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合における実施要領第5条第3号の規定の適用については、同号イの規定は適用せず、同号エ中「入札参加資格がある旨の確認を受けて」とあるのは「入札書の提出時」とする。</u></p> <p><u>3 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合には、実施要領第5条各号に掲げるもののほか、入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする旨を公告するものとする。</u></p>	<p>第5 入札参加資格要件 一般入札（事後型）の入札参加資格要件は、実施要領第4、5の規定に基づき、実施要領第20の規定による入札参加資格委員会の議を経て、所管部長等が決定するものとする。</p> <p>第6 図面等の配布、閲覧 1 一般入札（事後型）の図面等の配布の取扱いは、次のとおりとする。 図面等の配布 実施要領第11(1)から(3)までの規定による。 2 一般入札（事後型）の図面等の閲覧の取扱いは、次のとおりとする。 図面等の閲覧 閲覧期間および閲覧場所を公告において明らかにする。</p> <p>第7 質問の受付、回答等 一般入札（事後型）の質問の受付および回答については、実施要領第11(4)から(11)までの規定によるものとする。ただし、質問書の受付期間は、入札書受付開始日の3日前までとする。</p> <p>第8 工事費内訳書の提出等 一般入札（事後型）の工事費内訳書の提出については、実施要領第13および工事費内訳書提出・確認要領の規定によるものとする。</p> <p>第9 入札の無効 一般入札（事後型）においては、実施要領第18に定めるもののほか、開札時点で入札参加資格のない者のした入札は無効とする。</p>
<p><u>(入札参加資格の確認に関する特例)</u> 第5条 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合には、実施要領第7条から第10条までの規定は、適用しない。</p>	
<p><u>(事後審査型に係る落札者の決定)</u> 第6条 制限付き一般競争入札（事後審査型）による場合における落札者の決定は、実施要領第14条の規定にかかわらず、次条から第11条までに定めるところにより行うものとする。</p>	

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(落札決定の保留)</p> <p>第7条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）を宣言し、落札者の決定を保留するものとする。</p>	<p>第10 開札</p> <p>入札執行者は、入札公告で指定した開札日時、開札場所において、全ての入札書を開札した後、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した入札参加者（以下「落札候補者」という。）の業者名を宣言し、および公表して入札を保留し、落札候補者について、資格確認を行った上、後日落札決定する旨を宣言し、別紙1により通知する。</p>
<p>(確認申請書等の提出等)</p> <p>第8条 入札執行者は、前項の規定により第1順位の落札候補者を宣言したときは、電子入札システムを使用する方法により、入札書の受付を行った全ての入札参加者に対し第1順位の落札候補者を通知するとともに、第1順位の落札候補者に対し確認申請書等（実施要領第7条第1項に規定する確認申請書等をいう。以下同じ。）の提出を求める旨を通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による確認申請書等の提出を求める旨の通知を受けた第1順位の落札候補者は、通知を受けた日から起算して、2日以内（休日を除く。）に確認申請書等を提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合および入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1順位の落札候補者が前項に規定する期限内に確認申請書等を提出しなかったときまたは入札参加資格を確認するために入札執行者が行った指示に従わなかったときは、当該第1順位の落札候補者のした入札は、入札参加資格がない者が行った入札とみなす。</p>	<p>第11 入札参加資格確認書類の提出</p> <p>1 入札執行者は、第10の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に基づき、次に掲げる入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を求める旨を別紙2により通知する（第2項ただし書の規定により、予め提出させている場合を除く。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入札参加資格確認申請書</li> <li>(2) 同種同程度の工事の施工実績（施工実績等を入札参加条件とした場合）</li> <li>(3) 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等</li> <li>(4) 機械の保有状況およびオペレータの配置（機械の保有およびオペレータの配置を入札参加条件として設定した場合）</li> <li>(5) その他入札参加資格の確認のため必要と認める書類</li> </ol> <p>2 前項の入札参加資格確認書類の提出を指示された落札候補者は、提出指示を受けた日から起算して、原則として2日以内（休日を除く。）に当該書類を提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合および入札執行者が別に提出日を指定した場合は、この限りでない。</p> <p>3 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に第1項各号に規定する入札参加資格確認書類を提出しないとき、または落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行った指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。</p>

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入札参加資格の有無の確認等)</p> <p>第9条 入札執行者は、第1順位の落札候補者から確認申請書等の提出があったときは、入札書および当該確認申請書等により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。</p> <p>2 入札執行者は、前項の規定による確認を行うに当たって、入札参加資格の有無に疑義が生じたときは、入札参加資格委員会に諮るものとする。</p> <p>3 入札執行者は、第1項の規定による確認をした場合において、第1順位の落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、第1順位の落札候補者の次に低い価格で入札した者（次に低い価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「次順位の落札候補者」という。）を宣言するものとする。</p> <p>4 前条および前3項の規定は、次順位の落札候補者を宣言した場合について準用する。</p> <p>5 入札執行者は、入札参加資格があると認める者が確認できるまで前各項の規定の例により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。</p> <p>6 入札執行者は、前各項の規定により入札参加資格があると認める者が確認できたときは、確認を行った全ての者について、入札参加資格確認調書により、契約担当者に報告するものとする。</p> <p>7 前項に規定する報告を受けた契約担当者は、入札参加資格委員会の議を経て、入札参加資格の有無を決定するものとする。</p> <p>8 契約担当者は、前項の規定により入札参加資格の有無を決定したときは、速やかに、その旨を入札執行者に通知するものとする。</p>	<p>第12 入札参加資格の確認</p> <p>1 入札執行者は、入札公告等に示した入札参加資格要件に基づき、第1順位の落札候補者から順に、入札参加資格確認書類を確認し、入札参加資格要件に適合する者（以下「適格者」という。）が確認できるまでこれを行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、適格者以外に適格者と同一順位の落札候補者がいる場合には、これらの者全てについて入札参加資格確認書類を確認し、適格者の確認を行う。</p> <p>3 前2項の確認は、入札書および第11第1項の規定により提出された入札参加資格確認書類により行うものとする。この場合、入札執行者は、入札参加資格の有無の確認に併せて、配置技術者の確認を行うものとする。</p> <p>4 第1項から第3項の入札参加資格の確認において、入札執行者は入札公告等に示した入札参加資格要件と提出された入札参加資格確認書類の内容が適合しているかどうかを確認し、確認を行った者全てについて、入札参加資格確認調書（別紙3）を作成し、所管部長等に入札参加資格確認決定を上申するものとする。</p> <p>5 前項の上申を受けた所管部長等は、入札参加資格委員会の議を経て、入札参加資格確認を決定し、速やかに入札執行者に通知するものとする。</p> <p>6 入札執行者における確認により、落札候補者の全てが入札参加資格要件を満たしていないと確認されたときは、次順位以降の入札参加者を新たな落札候補者として、順に第11および第12の規定に基づき、入札参加資格の確認を行うものとする。</p> <p>7 前項の規定により、新たな落札候補者を選定した場合には、入札参加者全てにその旨を通知するものとする。</p> <p>8 入札執行者は、第3項の確認の際に疑義が生じた場合は、入札参加資格委員会に諮るものとする。</p>
<p>(落札決定)</p> <p>第10条 入札執行者は、前条第8項の規定により契約担当者から入札参加資格があることを決定した旨の通知を受けたときは、当該入札参加資格があると決定された落札候補者を落札者として決定し、全ての入札参加者に対し、当該落札者を電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、入札参加資格があると決定された者が複数ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による通知は、当該落札者が確認申請書等を提出した日から起算して、原則として5日以内（休日を除く。）に行うものとする。</p>	<p>第13 落札決定または入札参加資格不適格の決定</p> <p>1 入札執行者は、第12第4項により上申した者（入札参加資格要件を満たしていないと確認した者を除く。以下、同じ。）が適格者であることを確認した旨の通知を、所管部長等から受けた場合は、当該適格者を落札者として決定し、落札決定を通知（別紙4）するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、適格者が複数ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより、落札者を決定する。</p> <p>3 第1項の通知は、原則として、落札候補者から入札参加資格確認書類が提出された日から起算して5日以内（休日を除く。）に行うものとする。</p>

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>4 落札決定は、第1項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。</p> <p>（入札参加資格不適合の決定）</p> <p>第11条 入札執行者は、第9条第8項の規定により契約担当者から入札参加資格がないことを決定した旨の通知を受けたときは、当該入札参加資格がないと決定された者に対して、その旨を電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。</p> <p>2 前項の規定による通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について、実施要領第9条の規定の例により、説明を求めることができるものとする。</p>	<p>4 入札執行者は、第12第4項により上申した者が入札参加資格要件を満たしていないことが確認された旨、所管部長等から通知を受けた場合には、当該落札候補者に対して、不適合の旨を通知するものとする。</p> <p>5 前項の規定により、不適合を通知された者は不適合とされた理由について実施要領第10の規定に基づいて、説明を求めることができるものとする。</p> <p>6 入札参加者が、落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、入札参加資格がないものとみなす。</p> <p>7 入札執行者は、落札候補者となりながら、適格者または不適合者にもならなかった者がいる場合には、その旨、当該者に通知（別紙5）するものとする。</p>
	<p>第14 入札結果の公表</p> <p>1 一般入札（事後型）の入札結果は、落札者の決定後、入札情報サービスシステムによるほか、閲覧の方法により速やかに公表するものとする。</p> <p>2 入札結果一覧表には、落札者について、落札者であること、入札参加資格が確認されていることおよび落札決定日を表示するものとする。</p> <p>3 不適合となった入札参加者については、不適合とされたことおよびその理由を表示するものとする。</p>
<p>（再度の資格確認）</p> <p>第12条 第10条第4項の規定により落札決定の効力が生ずるまでの間に、当該落札者と決定された者が入札参加資格を欠くに至ったときは、当該落札者の行った入札は、無効とする。</p> <p>2 前項に規定する場合においては、第8条から前条までの規定の例により、入札参加資格の確認および落札決定を再度行うものとする。</p>	
	<p>第15 その他</p> <p>1 入札参加資格確認書類（第11第1項）および入札参加資格不適合の旨の通知（第13第4項）の様式は、実施要領に定める様式によるものとする。</p>

制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
	2 本要領のうち、入札条件等に関わる内容については、あらかじめ公告等において周知するものとする。
<p>(その他)            第13条 この要領および実施要領に定めのない事項については、実施要領第18条第1項の入札参加資格委員会の議を経て、契約担当者が定める。</p>	
<p>附 則            この要領は、平成18年5月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成23年7月14日）</u>            1 この要領は、平成23年7月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。            2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行った入札の手続から適用し、<u>施行日前に入札公告を行った入札の手続については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附則            この要領は、平成18年5月1日から施行する。</p>